

デジタル庁

令和6年度

予算・機構定員及び税制改正の概要

令和5年12月

デジタル庁

I 令和6年度予算の概要

- ◆ 本年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に定めるデジタル化施策を推進。
 - ✓ マイナンバーカードの利便性向上、行政サービス等の拡充及び民間サービスとの連携を推進。
 - ✓ 健康・医療・介護、教育、防災、こども・子育て等のデジタル化を推進、AIの利活用、データ戦略・DFFTの推進、デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直しの実施。
 - ✓ 各府省が共通で利用するシステム・ネットワークの整備、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を加速するための環境整備、マイナポータルの利便性向上・利用拡大、事業者に対するオンライン行政サービスの充実等を推進。
- ◆ マイナンバー及びマイナンバーカードを活用した行政サービスの信頼性及び利便性の向上に向けた取組を推進。
- ◆ 社会全体のデジタル化を推進、牽引していくため、司令塔となるデジタル庁の体制を強化。

<令和6年度予算総括表>

(単位:百万円)

| 事 項 | 令和5年度 当初予算額 A | 令和6年度 概算決定額 B | 対前年度増減額 C=B-A | (参考) 令和5年度 補正追加額 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|------------------|------------------------|
| デジタル庁 合計 | 495,147 | 496,407 | 1,260 | 172,359 |
| デジタル社会形成の推進に関する経費 | 1,411 | 1,034 | △ 378 | 8,868 |
| うちマイナンバー制度の推進等に係る経費 | 509 | 403 | △ 106 | 790 |
| うち準公共・相互連携分野デジタル化推進に係る経費 | 438 | 299 | △ 139 | 986 |
| うちデジタル原則を踏まえた規制の横断的見直しに係る経費 | 44 | 91 | 47 | 74 |
| サイバーセキュリティ対策等に係る経費 | 125 | 127 | 2 | - |
| 情報システムの整備・運用に関する経費 | 481,188 | 480,327 | △ 861 | 163,183 |
| デジタル庁の運営に関する経費 | 12,548 | 15,046 | 2,499 | 308 |
| うち人件費 | 8,794 | 11,072 | 2,277 | 113 |
| うちデジタル人材 | 2,661 | 4,294 | 1,633 | 82 |

(注)各々の計数において百万円未満を四捨五入している。

<主な予算の概要>

6年度概算決定額（5年度当初予算額）

1. デジタル社会形成の推進に関する経費

○ マイナンバー制度の推進等に係る経費

4. 0億円※（5. 1億円）

※令和5年度補正追加額7. 9億円

マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用や、公金受取口座の登録を促進する。

○ マイナンバー及びマイナンバーカードを活用した行政サービスの信頼性及び利便性の向上に係る経費

0. 4億円※（新規）

※再掲

※令和5年度補正追加額77. 1億円

マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージを踏まえ、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用した行政サービスの信頼性及び利便性の向上に向けた取組を実施する。

○ 準公共・相互連携分野デジタル化推進に係る経費

3. 0億円※（4. 4億円）

※令和5年度補正追加額9. 9億円

個々のサービスにおけるワンスオンリーやデジタル化を実現するため、防災等の準公共各分野におけるデータ連携の実証、優れたサービスのカタログ化等の住民の利便性向上、導入コスト低廉化に繋がる取組を実施する。

○ デジタル原則を踏まえた規制の横断的見直しに係る経費

0. 9億円※（0. 4億円）

※令和5年度補正追加額0. 7億円

政府における共通の指針であるデジタル原則の下、令和4年12月末に策定した「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って着実にアナログ規制の一扫を進めるとともに、行政・民間分野における「デジタル完結」の加速化、AI時代の官民データ整備・制度対応等を推進する。

○ サイバーセキュリティ対策等に係る経費

1. 3億円（1. 3億円）

デジタル庁システムのセキュリティを確保するための体制等を強化する。

2. 情報システムの整備・運用に関する経費

4, 803. 3億円※（4, 811. 9億円）

※令和5年度補正追加額1, 631. 8億円

国の情報システムの整備・管理の基本方針等に基づき、重複投資を排除し、効率的で利便性の高い情報システムを整備するため、年間を通じた一元的なプロジェクト監理を実施し、デジタル庁で整備する共通基盤の利活用を前提としたシステムの統合・共通化、情報連携を進め、使い勝手のよい行政サービスを実現する。

共通基盤であるマイナポータルの利便性向上・利用拡大のためのオンライン申請機能を充実し、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載に必要なシステムの整備、国家資格等のオンライン・デジタル化にかかる環境整備、情報連携基盤（公共サービスメッシュ）による行政が保持するデータ活用・連携のための整備等を行うほか、事業者に対するオンライン行政サービスの充実、ガバメントソリューションサービスやガバメントクラウド等の各府省庁が共通で利用するシステムやネットワークの整備、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を加速するための環境整備等を推進する。

3. デジタル庁の運営に関する経費

○ デジタル庁の人件費

110. 7億円※（87. 9億円）

※令和5年度補正追加額1. 1億円

デジタル庁の定員内職員、非常勤職員に係る人件費。

○ デジタル人材確保に係る経費

1. 2億円（1. 0億円）

デジタル庁の業務内容を広報するなど、採用広報を積極的に行い、デジタルの専門的知見等を有する人材を幅広く確保するための取組を推進する。

○ コンプライアンス確保、調達改革に係る経費

2. 6億円（2. 6億円）

デジタル庁のコンプライアンス確保、IT調達におけるデジタル・スタートアップの参画を促進・拡大するための取組等を推進する。

○ デジタル庁の広報等に係る経費

1. 7億円※（2. 2億円）

※令和5年度補正追加額0. 4億円

デジタル社会の実現に向けた重点計画に掲げられた各施策に関する広報を戦略的に推進する。

○ DFFTの推進に向けた国際連携に係る経費

3. 0億円（新規）

G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合において合意された国際枠組み（Institutional Arrangement for Partnership：IAP）を設置し、その下で、DFFTの具体的推進に資する成果の創出に向けた取組を実施する。

☆ デジタル庁の体制強化に係る経費

21. 3億円（新規）

一部再掲

デジタル社会の実現に関する司令塔として、社会全体のデジタル化を推進するために必要な体制強化を実施。

Ⅱ 令和6年度機構・定員の概要

デジタル社会形成の司令塔として、安全・安心で便利な国民生活や事業者活動に資する取組を進め、マイナンバー制度の利用を推進するほか、情報連携の更なる推進に向けたデータの標準化・品質向上を実現するために必要な体制を整備。

また、デジタル人材の育成・確保や、国民生活に密接に関連する医療・教育・防災など準公共分野におけるデジタル化の推進など、社会全体のデジタル化を推進するとともに、D F F Tを始めとする国際戦略を推進するために必要な体制を整備。

1. 機構

参事官 3、企画官 2 を新設

- ✓ マイナンバーによる情報連携の更なる推進に向けた各情報連携機関（自治体や健康保険組合等）に対する支援や、今後の情報連携基盤の整備に必要なベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の構築等に向けて必要な参事官を新設。
- ✓ 保有する個人情報の拡大等に伴い、より一層重要となる個人情報保護体制を強化するために必要な企画官を新設。

2. 定員

52人 を新規増員

上記の機構（情報連携の更なる推進に向けた各情報連携機関に対する支援やベース・レジストリの構築等）を支えるために必要な体制の整備のほか、主なものとして、

- ✓ 次期マイナンバーカードの導入に向けた検討
- ✓ デジタル人材の育成・確保
- ✓ 準公共分野（医療・教育・防災等）のデジタル化推進
- ✓ サイバー安全保障分野における対応能力の向上
- ✓ D F F T具体化のための国際的枠組み（I A P）設立・運営

など、社会全体のデジタル化や国際戦略を推進するために必要な体制を整備。

（参考：令和5年度末定員 494 人 → 令和6年度末定員 546 人）

Ⅲ 税制改正の概要

令和元年デジタル手続法（※）（令和6年5月30日までに施行予定）による国外転出後のマイナンバーカードの継続利用の実現に伴い、税務手続における本人確認書類に係る所要の措置を実施

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）